

GOSE 御所市企業立地

優遇制度のご案内

企業の未来づくりを
応援します

奈良県
御所市





固定資産税の負担軽減

対象業種	企業立地促進法 ^{*1} に基づく奈良県企業立地基本計画で指定する製造業種 ^{*2}
対象者	企業立地促進法に規定する「企業立地計画」を奈良県知事に申請し、承認を受けた計画に従って対象施設（工場）を設置 ^{*3} する法人又は個人
対象施設（工場）の要件	家屋、構築物及びそれらの敷地（取得 ^{*4} 後1年以内に着工した土地に限る）の取得価格が2億円以上（農林漁業関連業種 ^{*5} は5千万以上）の対象施設（工場）を設置した場合

優遇措置

固定資産税の課税免除

税制優遇

対象施設（工場）の用に供する家屋及び構築物、その敷地である土地に賦課される固定資産税の課税免除

優遇（課税免除）期間

家屋、構築物に課税されるべき初年度から3年度分まで

課税免除の適用を受ける資産の範囲

家屋	建物及びその附属設備のうち販売のための事務所等を除いた部分
構築物	ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、抗道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物
土地	当該施設の用に供する家屋・構築物の敷地である土地

*1 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律
 *2、*5は③をご参照ください。
 *3 平成21年2月24日から平成26年2月23日迄の期間に設置したものに限り。
 *4 平成21年2月24日以降の取得した土地に限る

さらに、奨励金優遇も活用！



工場等設置奨励制度

対象業種	製造業全般、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、自然科学研究所
対象事業者	優遇措置の要件を満たす法人又は個人
優遇措置の要件	①指定区域内に工場等を設置する事業者 ②投下固定資産（家屋及び償却資産のみ）の取得価格合計額が3千万以上 ③公害防止の適正措置を講じていること ④市税、国保税その他公課を滞納していないこと ⑤操業開始日までに奨励措置を受ける意思を市長へ届出ていること

優遇措置

奨励金

前年度に投下固定資産に賦課された固定資産税相当額
 ※課税免除の適用を受けることができる事業者は前年度固定資産税額のうち償却資産（構築物を除く）分相当額

奨励金の適用を受ける資産の範囲

家屋	建物及びその附属設備のうち販売のための事務所等を除いた部分
土地 ^{*1}	当該施設の用に供する家屋・構築物の敷地である土地
償却資産	当該施設の用に供するものに限る

*1 当該工場等の敷地で取得後（平成21年2月24日以降の取得に限る）1年以内に工場等の建設に着手した土地に限る

固定資産税奨励金

雇用促進奨励金 （上限1,000万円）

奨励金

操業開始日の前後6ヶ月間に新たに雇用した市内在住の常時雇用従業員1人につき20万円を乗じた額

設備投資奨励金 （上限1,000万円）

奨励金

投下固定資産（家屋及び償却資産のみ）取得価格合計額の1%を乗じた額

奨励金の交付時期

固定資産税奨励金	工場等の投下固定資産に対し最初に固定資産税を賦課された年度の翌年度から3年間
雇用促進奨励金	操業開始の日から起算して18ヶ月を経過した日の翌年度（1回限り）
設備投資奨励金	操業開始の日から起算して12ヶ月を経過した日の翌年度（1回限り）

※課税免除の適用事業者も御所市工場等奨励条例に基づく手続きが必要になります。

御所市の制度以外にも奈良県知事より企業立地計画の承認を受けることにより奈良県の支援制度及び各実施主体による支援制度の活用も可能になります。



企業立地促進法



企業立地促進法に基づく奈良県企業立地基本計画で指定する製造業種で「企業立地計画」または「事業高度化計画」を奈良県知事に提出し、承認を受けると、下記の支援制度を活用することができます。

1 新規立地に伴い建物・機械を取得するとき

支援メニュー	概要	実施主体
特別償却の適用	減価償却の前倒しにより立地直後の費用負担を軽減（機械等15%、建物等8%）	国税庁、税務署
不動産取得税・県固定資産税の課税免除	土地・建物等の取得にかかる税負担を軽減	奈良県

2 中小企業が建物・機械を取得するとき

支援メニュー	概要	実施主体
公庫の超低金利融資	設備資金に対する超低利率の適用	日本政策金融公庫
企業立地促進資金（制度融資）	設備資金や運転資金に対する低利融資	申込先金融機関

3 小規模企業者または創業者が設備を導入するとき

支援メニュー	概要	実施主体
小規模企業等設備導入資金助成制度（無利子貸付）の特例	限度額等を拡大	(財)奈良県中小企業支援センター

4 食品製造事業者等が資金を借入れるとき

支援メニュー	概要	実施主体
(財)食品流通構造改善促進機構の債務保証	食料品製造業の借入時に可能	(財)食品流通構造改善促進機構

詳しくは 奈良県産業・雇用振興部企業立地推進課まで
TEL 0742-27-8872 TEL 0742-27-8813

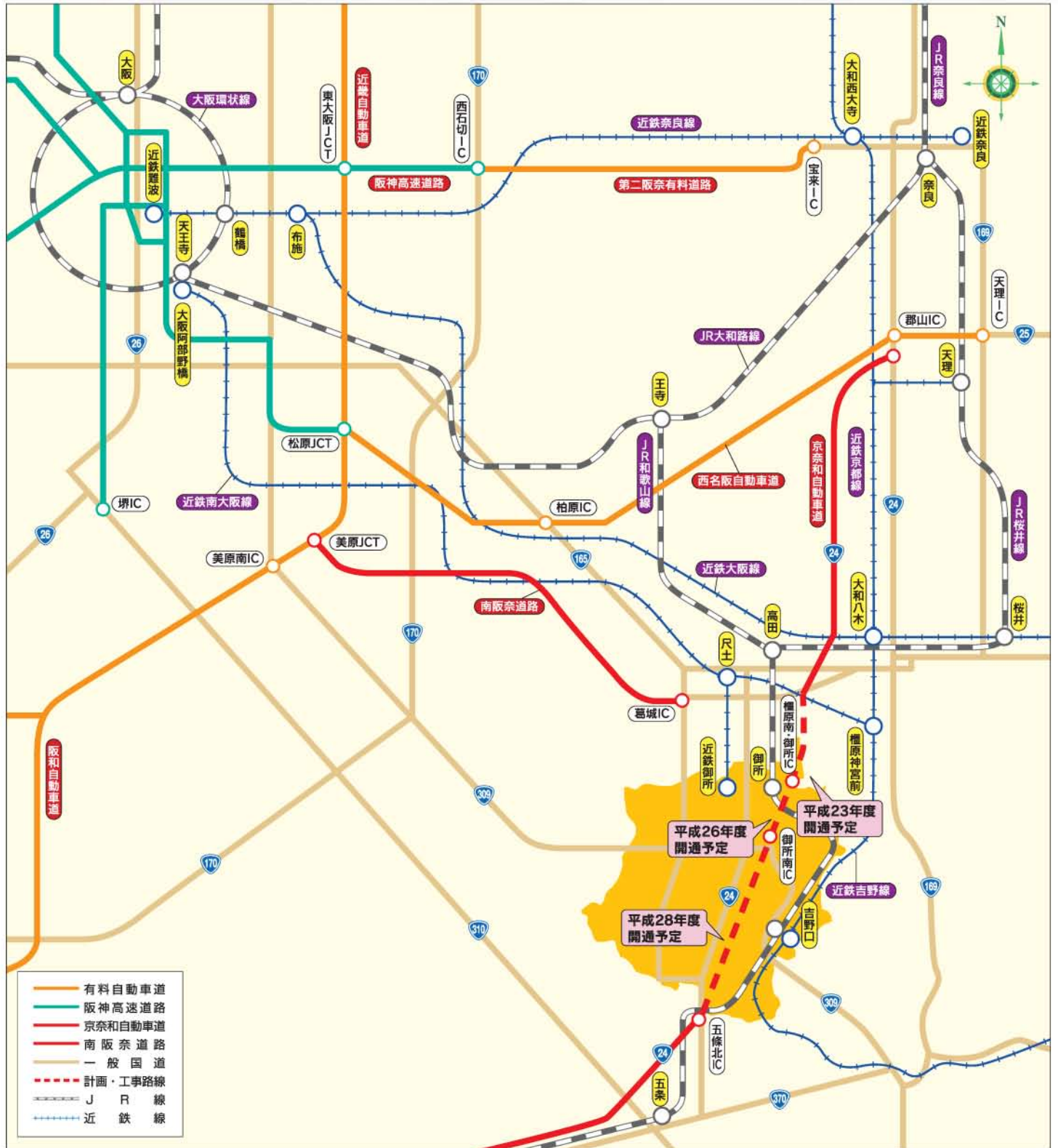
奈良県企業立地基本計画で指定する製造業種

中分類番号	産業分類(中分類)	中分類番号	産業分類(中分類)
9	食料品製造業 *	22	鉄鋼業
10	飲料・たばこ・資料製造業(たばこ製造業を除く) *	23	非鉄金属製造業
11	繊維工業	24	金属製品製造業
12	木材・木製品製造業(家具を除く) *	25	はん用機械器具製造業
13	家具・装飾品製造業 *	26	生産用機械器具製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業 *	27	業務用機械器具製造業
16	化学工業(塩製造業を除く)	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
18	プラスチック製品製造業 *	29	電気機械器具製造業
19	ゴム製品製造業 *	30	情報通信機械器具製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	31	輸送用機械器具製造業
21	窯業・土石製品製造業	32	その他の製造業

*は農林漁業関連業種

ごせへのアクセス

京奈和自動車道開通を間近に控え、抜群の交通アクセスと歴史と自然に囲まれた御所市は企業立地に最適なエリアです。



お気軽にご相談・お問い合わせください。

お問い合わせ先

奈良県御所市 企画開発部 観光振興課・企画課
 TEL 0745-62-3001 (内線 観光振興課 642・企画課 324)

〒639-2298 奈良県御所市1番地の3
 FAX 0745-62-5425
 URL <http://www.city.gose.nara.jp/>
 E-mail kankou@city.gose.nara.jp kikaku@city.gose.nara.jp